

2026年2月17日

お客様各位

株式会社 荘内銀行

外国籍のお客さまの在留期間更新・満了に伴うお手続きのお願い

平素より莊内銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、現在お取引いただいている日本に居住する外国籍のお客さまに、在留期間が更新・満了となる際には当行へのお届出をお願いしております。

在留期間の更新や在留資格の変更などにより「在留カード」を更新されたお客さまは、お取引店または最寄りの営業店窓口にご来店いただき、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

お手続きの詳細やご来店の際にお持ちいただくものなどにつきましては、当行ホームページ「手続き・よくあるご質問」の「在留期間に関するお手続き」をご覧ください。

なお、郵送にて「弊行へお届け済みの『在留期間』更新についてのお願い」をご案内させていただいたお客さまにつきましては、ご案内の内容に沿ってお手続きください。

当行にて在留期間の更新が確認できなかった場合は、「預金規定」に基づき、お取引の一部を制限させていただきますのであらかじめご了承願います。

また、在留期間満了により帰国されるお客さまや引っ越しなどで今後当行口座を利用されないお客さまは、必ず「口座解約」のお手続きをしていただきますようお願いいたします。

【預貯金口座の悪用にご注意ください】

- ・「預貯金口座が悪用されないように」（金融庁：7言語対応）
 - ・長期在留予定の外国籍の方向けパンフレット（金融庁：16言語対応）
- 「日本でくらすための銀行口座や送金のつかい方」
- ・日本語版
 - ・英語版
 - ・ベトナム語版
 - ・その他の言語はこちらから

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

莊内銀行 コンタクトセンター

フリーダイヤル：0120-1032-39

【受付時間】平日 9:00~17:00